

東日本大震災からの 復旧・復興に関する要望書

【平成23年10月】



福島県町村会
会長 佐藤正博

本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災から半年を過ぎたところであるが、未だ東京電力福島第一原子力発電所事故も収束の途上であり、本県の復旧・復興への道程は、厳しく険しい状況である。

今、福島県民は、目に見えぬ放射線の恐怖と日々戦いながら、3月11日以前の緑輝く、うつくしい福島県を取り戻すべく、復興に向けた取り組みを続けている。

については、一日も早い復旧・復興が果たせるよう次の事項について、強く要望する。

I. 復旧・復興対策について

1. 本格的な復旧・復興策が盛り込まれる2011年度第3次補正予算を早急に成立させ、復旧・復興のスピードアップを図ること。
2. 早急に「復興特区」を制度設計するなど、「復興基本方針」の具現化を図ること。
3. 地域のニーズに応じて自由かつ機動的に復旧・復興事業等を実施できる交付金を創設すること。
4. 復旧・復興に必要な財源となる地方交付税については、災害対応分として、総額とは別枠で確保すること。
5. 津波によって破壊された防潮堤等のインフラ整備を早急に行うこと。また、防災・減災対策のため津波被災地を公用地として買い上げるとともに、それに係る財政支援を講じること。
6. 本県に創設予定の「福島県原子力災害対応・復興基金（仮称）」については、被災者の自立をきめ細やかに、かつ、長期的に支援できるよう、十分な額を確保すること。

II. 原子力災害対策について

1. 原子炉の冷温停止状態を完全なものとし、一日も早く事故の収束を図ること。
2. 国を挙げて原子力災害被災地域の再生に取り組むため、「原子力災害からの福島再生特別法（仮称）」を制定すること。
3. 原子力事故被害緊急措置法に基づく基金として、本県に「原子力被害応急対策基金」を創設すること。
4. 今般の原子力災害は、歴史的にも類を見ない甚大な災害であり、様々な分野において広範囲かつ長期的に損害を生じさせていることから、特別法の制定により被害の実態に見合った十分な賠償を行うこと。
5. 損害賠償等について
 - (1) 原子力災害に伴う賠償は、県内全域で様々な分野に及んでいることから、今後被るであろう損害も含め、幅広く被害の実態を反映させた十分な賠償を、国の責任の下、確実かつ迅速に行うこと。
 - (2) 放射線による汚染は、県内全域に及んでいるため、すべての県民の検査費用、財物等の検査、除染に要する費用、放射線による健康被害を回避するための対策に要する費用について、確実に賠償等の対象とすること。
 - (3) 原子力損害賠償紛争審査会の「第二次指針」において放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が合理性を有しているとして県内全域の風評被害を賠償すべき損害と認めることとした考え方を踏まえ、自主避難に要する費用についても確実に賠償等の対象とすること。

- (4) 風評被害に対する賠償については、原子力発電所事故との相当因果関係を個別の立証により求められることのないよう、損害の範囲をより広くとらえること。
- (5) 原子力発電所事故に起因して地方税収に減収が生じていることは明らかであることから、当該減収分を賠償等の対象とし、地方公共団体が本件事故に伴って実施した様々な事業についても確実に賠償等の対象とすること。
- (6) 損害賠償に係る請求手続きの簡素化を図ること。

6. 放射性物質の除染作業について

- (1) 除染ガイドラインを早急に策定し、一日も早く避難住民が帰宅できるよう、早期に本格除染を実施すること。
- (2) 除染に係る費用は莫大な額が見込まれるところであるが、市町村が実施する除染費用については、国が責任をもって全額負担すること。
- (3) 除染作業並びに除去土壤等の仮置き場の設置及び管理に対し、専門家の派遣等を行うこと。
- (4) 除去土壤等の仮置き場として、国有林も活用できるようにすること。

7. 解除された緊急時避難準備区域、今後見直しが検討される避難等区域については、住民が安心して帰宅できるよう、除染は勿論のこと、生活の再建支援に万全を期すこと。

III. 健康管理対策の強化について

- 1. 原発事故に伴う県民の健康管理にあたっては、国が責任をもって健康被害の防止を図るとともに、不安の払しょくに向けた取り組みを強化すること。
また、放射線医療構築に向け、県内に「放射線医療センター（仮称）」の設置や国際的な研究機関等を誘致すること。
- 2. 震災により医師や看護職員が県外等への流出したことにより、特に被災地域の医療供給体制が崩壊の危機に瀕し、医療供給体制の再構築が急務であることから、医師・看護職員等人材の確保及び財政支援を行うこと。
- 3. 避難生活の長期化に伴い、避難者の心身の疲労も極限に達しており、特に、災害弱者である子どもや高齢者、障がい者の健康管理が一層重要となるので、さらなる支援の充実を図ること。

IV. 雇用等対策について

- 1. 事業停止や事業所移転などを余儀なくされた中小企業に対する支援の充実を図ること。
- 2. 被災地域の復旧・復興までの雇用を確保するため、緊急雇用創出事業臨時特例交付金をさらに増額し、緊急雇用創出基金事業を平成24年度以降も継続すること。
- 3. 被災事業者等を対象とした二重ローン救済法案を早急に成立させること。
- 4. 新たな時代をリードする産業を創出し、新たな雇用を創出すること。
 - (1) 新たな経営・生産方式の導入による農業再生モデルの構築。
 - (2) 放射線医学と関連させた医療機器産業振興、創薬開発支援、高齢化に対応する産業づくり。
 - (3) 原子力発電に代わる再生可能エネルギー関連産業などの集積と雇用の創出。